毒物劇物販売業変更届

※毒物劇物取扱責任者を変更する場合は、別のご案内をご覧ください。

※変更後30日以内に、必要書類をそろえて提出してください。

※既に登録を受けている店舗を移転する場合は「変更届」ではなく、改めて新店舗の「登録申請」を行ってください。 詳しくは<u>移転前に</u>係にお問い合わせください。

ア: 毒物劇物販売業者の氏名(名称)・住所の変更

| 必要書類 | 記載上の注意等 | |
|---|---|--|
| □ 変更届 | 記載例参照 | |
| 毒物劇物販売業者が個人の場合 | | |
| 毒物劇物販売業者の <u>氏名の変更</u> □ 戸籍謄本(抄本)又は 戸籍記載事項証明書 ※ | 6か月以内に発行されたものが有効 戸籍謄本(抄本)又は戸籍記載事項証明書については、届出の際、窓口で確認 後すぐに返却いたします。 | |
| 毒物劇物販売業者の <u>住所の変更</u> 添付書類はありません。 | | |
| 毒物劇物販売業者が法人の場合 | のか日の中にマダケニャル・ナイのボナガ | |
| □ 履歴事項全部証明書 ※ | 6か月以内に発行されたものが有効 | |

[※]代表者の変更に際しては、手続きは不要です。

イ:店舗名称の変更

| THE HIS TO PROPERTY OF THE PRO | |
|--|---------------------|
| 必要書類 | 記載上の注意等 |
| □ 変更届 | 記載例参照 添付書類は必要ありません。 |

ウ:構造設備の主要部分の変更(貯蔵設備(保管庫)の移動など)

| | 必要書類 | 記載上の注意等 |
|----|--------|---|
| □変 | 変更届 | 記載例参照 |
| | 投備の概要図 | 以下の2つの図面を提出 1 毒物劇物の貯蔵設備(保管庫)の <u>立面図(構造が分かるもの)</u> 2 店舗の <mark>平面図(位置がわかるもの)</mark> ※毒物劇物を店舗に貯蔵しない場合は、店舗の平面図のみご提出ください。 |